

誤解にもとづく法的知識は役に立たない

新

オープンソース
ライセンス概論

text: 弁護士・寺本振透



今月のお題：
ソースコードの開示については
果たして請求され得るのか？(その1)



photo: Nakamura Tohru

Teramoto Shinto

西村ときわ法律事務所パートナー。1963年生まれ。
1987年に弁護士登録。主な業務分野はベンチャーキ
ャピタルファイナンスと知的財産関連ファイナンス。

Q. プロプライエタリーなソフトウェア製品を使っていれば、第三者からソースコードの開示が請求されることはない。これに対して、オープンソースのソフトウェア製品を使っていると、独自に改変した場合であっても、第三者からソースコードの開示が請求される。だから、オープンソースのソフトウェア製品は、安心して使えないのではないか？

A. このような疑問は、いろいろな意味で誤解にもとづく、しかし、極めてありがちな質問だといえる。

1. オープンソースのライセンス条件は何か？ GPL を例に整理してみよう

オープンソースのソフトウェアに関するライセンス条件は種々雑多ではあるが、便宜上、GNU General Public License (いわ

ゆる“ GPL ”。Version 2, June 1991[注1]を例にとると、改変物の配布については、おおむね、次のような趣旨が規定されている[注2]

A. まず、前提として、ライセンサーは、オープンソースのコンピュータプログラム(以下「本件プログラム」)を配布する者[注3]である。そして、ライセンサーは、本件プログラムを改変しようとする者である。もちろん、GPLは、ライセンサーが本件プログラムを改変することなく複製したり配布したりしようとする者である場合についても規定している(Section 1)。ここでは、この部分については議論しない。

B. GPLのSection 2は、ライセンサーがある一定の条件に従う限りにおいて、本件プログラムを改変して、改変物(以下「本件改変プログラム」)を複製したり配布したりしても構わない、と規定している。

「ある一定の条件」とは、次のとおり。

1. GPLのSection 1の規定に従うこと。すなわち、本件改変プログラム

の複製物に著作権表示、および保証なきことの表示を付けることを要する。

また、本件改変プログラムの複製物を受け取る者には、GPLの複製を与えることを要する。ということは、それを受け取る者がいなければGPLの複製を与える必要もないということになる。与える相手がいないからである。

2. ライセンサーは、改変を加えたプログラムファイルに、自身がプログラムファイルに改変を加えたことと、当該改変の日付をはっきりとわかるような表示を付けることを要する[注4]

3. 本件改変プログラムを「配布または公表する(distribute or publish)」場合には、いかなる第三者に対しても無償で、GPLの条件に従って本件改変プログラムをライセンスすることを要する。ということは、本件プログラムを改変したとしても、それを自分で使っているだけで、配布も公表もしないならば、本件改変プログラム

[注1] GPLについては次のURLを参照。

URL <http://www.fsf.org/licenses/gpl.html>

[注2] 読者は、本文の記載の表現が、<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.html>にある日本語訳とかなり違っていることに気づくかもしれない。筆者としては、より適切な表現を選択したつもりである。プロプライエタリーなソフトウェア製品(特に、本社が米国にある会社の製品)に同梱されているライセンス条件書の記載に「わけのわからないものが多いことからも見てとれるとおり、ライセンス契約の翻訳はなかなか難しい仕事ではある。

[注3] ここでいう「者」とは、自然人(生きている人間)であることもあるし、法人(会社など)組合その他の団体であることもある。

[注4] GPL Section 2 a.)

[注5] - 2条1項11号 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

- 11条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著物の著作権者の権利に影響を及ぼさない。

- 28条 二次的著作物の原著物の著作権者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作権者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

要するに、本件プログラムの著作権者は、第三者に対して「本件プログラムを勝手に複製するな、勝手に改変するな、云々と請求できる権利を持っているのであるが、さらに、第三者に対して「本件改変プログラムを勝手に複製するな、勝手に改変するな、云々と請求できる権利も持っている」ということになる。

ところで、本件プログラムの著作権者が日本国内に居る者とは限らないのになぜに日本の著作権法だけを引用するのか、という疑問があるかもしれない。ここでは、本件プログラムまたは本件改変プログラムが日本国内で利用される状態を前提に議論しているからである。本件プログラムまたは本件改変プログラムがどこで作られようが、その利用を規制する権利を著作権者に与えているのは、日本国の著作権法なのだ。

【GPL Section 5】

[原文]

You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Program or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Program (or any work based on the Program) you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Program or works based on it.

[筆者による仮訳]

あなたは、本ライセンス条件に署名していないから、これを受諾することを要するわけではない。もっとも、本ライセンス条件を受諾しなければ、あなたは、本件プログラムについても、その二次的著作物(筆者注:ここを「二次的著作物」と解するべきか、もっと広い意味に解するべきか、については議論があり得る。[注5]参照)についても、改変することも、配布することも許されない。あなたが本件ライセンス条件を受け入れない限り、これらの行為は法によって禁止されている。したがって、あなたは、本件プログラム(または、その二次的著作物)を改変したり配布したりすると、そういうことをするための本ライセンス条件と、さらに、本件プログラムまたはその二次的著作物の複製、配布または改変に関するすべての条件を受諾する意思を表示したことになる。

を、GPLの条件に従って他にライセンスする必要はない、ということになる。

GPL Section 2 (b)をお読みいただければわかるが、ここに記載していることは、当該条項の記述そのものではない。当該条項は、「ライセンサーが作ったプログラムの全部または一部が、本件プログラムまたはこれに由来するものを含むならばそうせよ」と規定している。ここでは、本件改変プログラムが、本件プログラムに由来する「二次的著作物」を含んでいることを前提として議論する。それゆえ、GPL Section 2 (b)は、本件改変プログラムに適用されることには、議論の余地がない。

なお、GPL Section 2 (b)でいう「由来する (derived from)」が、著作権法上の「二次的著作物 (derivative work)」を指しているのか、それとも、もっと広い意味を持っているのかについては、諸説あるようである。筆者は、それが「二次的著作物」を指して

いるものと解釈する。この点については、また、別の機会に議論する。

もっとも、いずれの説を採るにしても、本件改変プログラムが、本件プログラムの二次的著作物であるか、または本件プログラムの二次的著作物を含んでいるという前提を置く限り、本件改変プログラムにGPL Section 2 (b)が適用されるという結論には変わりがない。

二次的著作物に関する日本の著作権法の主要な条文を参考までに掲げておく〔注5〕〔161頁参照〕。

4. 著作権表示、および保証なきこと
の表示を一般的なやり方で行うことを要する〔注6〕

C. GPLのSection 3は、ライセンサーが、ある一定の条件に従う限りにおいて、本件改変プログラムを、オブジェクトコードまたは実行可能な形式で、複製して配布しても構わない、と規定している〔注7〕

「複製して配布」の原文は、“copy and

distribute”である。ここは、単に複製したりコンピュータ上で走らせることを指しているわけではないから、「複製および配布」ではなく、「複製して配布」と読まなければならない。

GPLは、本件プログラムの複製物を受領した者が、自分だけのために、それを複製したりコンピュータ上で走らせたりすることについては、何も規制しようとしていないからだ。このことは、GPL Section 5を読めば明らかである。Thereforeに始まる文を見ると、“by modifying or distributing the Program”とあって、“by”の後ろに“copying”が付いていないことが見てとれる(だるう〔161頁の原文と訳を参照〕)

上記「ある一定の条件」とは、次のいずれかに従うことだ〔注8〕。なお、「複製して配布」と言っているから、「複製するだけ」なら、次の条件に従う必要はない、ということになる。

1. 配布されるコードに対応する完全なソースコード(機械で読み取り可能なもの)を、ソフトウェアの交換に通例

[注6] 正確には、GPL Section 2 c を参照していただきたい。ここでの議論には直接関係しないから、本文では大幅に端折った記述をしており、不正確である。
 [注7] GPL Section 3は、本件プログラムそのものを複製して配布することについても規定している。もっとも、ここでの議論には直接関係しないから、これについては省略する。
 [注8] ここでは、オブジェクトコードもソースコードも、GPL Section 1およびSection 2の規定に従って配布されることが要求されている。この点は、ここでの主題からは外れるから、本文では説明を省略し、やや不正確な記述をしている。正確には、GPL Section 3を参照していただきたい。
 [注9] GPL Section 3 a)
 [注10] GPL Section 3 b) なお、GPL Section 3 c)の条件(b)より緩やかな条件である)は、ここで議論するような、ライセンサーが本件プログラムのソースコードを受け取っている場合には適用にならないから、議論を省略する。

図1 (官公庁など)自己使用する場合のソースコード配布の必要性

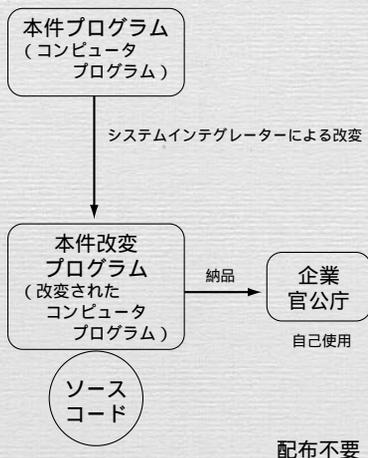
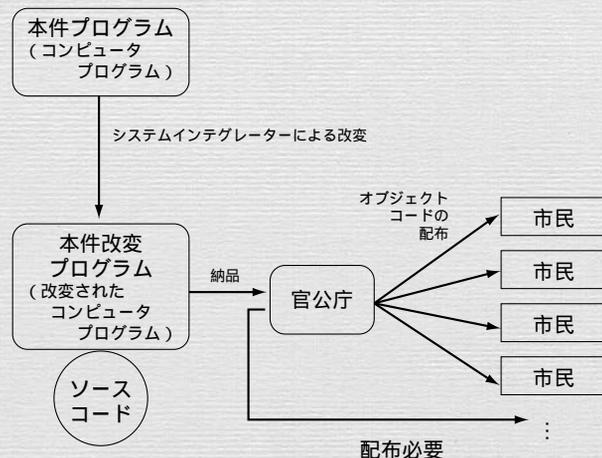


図2 市民利用の場合におけるソースコード配布の必要性



使われるような媒体に格納して付けること[注9]

- (1)のようなソースコードを、物理的な配布に必要な費用の支払いだけで少なくとも3年間は提供する旨の表示を付けること[注10]

II. 改変したプログラムのソースコードの配布がGPLによって要求されているのはどんなときか？

「 」での整理によれば、GPLを適用するものとして配布されているオープンソースのコンピュータプログラムを改変したからといって、常にそのソースコードの配布がGPLによって要求されているわけではないことがわかる。ソースコードの配布(または「配布する用意がある、という表示」[注11])が要求されるのは、当該改変物のオブジェクトコードまたは実行可能な形式で配布する場合だけである。ここで、「配布」とは、GPLの原文の“distribute”

の訳であるから、常識的な解釈では、システムインテグレーターが、発注者たるエンドユーザーにプログラムの複製物を引き渡すような場合は含まれないと考えられる。

結局、オープンソースのソフトウェア製品を改変した場合に、改変によって作られたプログラムのソースコードを常に配布しなければならない、ということにはならないのである。典型的な例を挙げると、官公庁または企業の内部で使うためにオープンソースのソフトウェア製品が改変されたとしてもそのソースコードを配布する必要はない(図1)。

これに対して、市民に利用させるためのプログラムをオープンソースのソフトウェア製品の改変によって作成し、オブジェクトコードを市民に配布するような場合には、そのソースコードも配布しなければならない[注12](図2)。

さらに、家電製品に組み込まれるプログラムが、オープンソースのソフトウェア製品の改変によって作成された場合は、オブジェクトコードが配布されていることと解

釈し得るから、そのソースコードも配布するのが無難であるという考え方も採り得る[注13](図3)。

III. 残る疑問：誰かが「ソースコード開示」を請求できるのか？

以上に、オープンソースのソフトウェア製品を改変したとしても、常にソースコードの配布を要するわけではないことを示した。もっとも、「ソースコードの配布を要する」とは、法的にはどういう意味なのかは謎のままである。

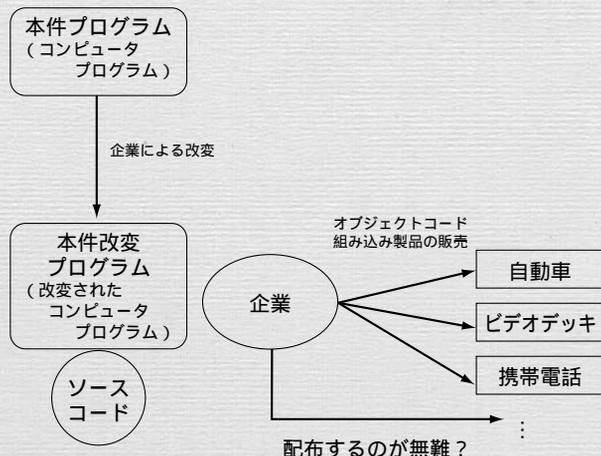
果たして、誰かが、裁判所で「ソースコードを開示せよ」という請求をできるのだろうか？ これについては、次回で議論しよう。

[注11] GPL Section 3(b)

[注12] いずれにしても、市民に対して「変な」プログラムを配布しているわけではないことを明らかにするためには、官公庁としても、ソースコードを開示することが好ましい。

[注13] もっとも、自動車、ビデオデッキ、携帯電話等にプログラムが組み込まれて販売されている場合に、それをもって、プログラムが“distribute”されていると理解すべきかどうかについては、議論の余地がある。

図3 プログラムが家電製品に組み込まれた場合のソースコード配布の必要性





[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp